

令和8年10月18日執行

燕市議会議員一般選挙

公費負担の手引

燕市選挙管理委員会

この手引きは、候補者の選挙運動費用の一部を「燕市議会議員又は燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」及び「燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明したものです。

候補者及びこの候補者と契約をした契約業者等は、この手引きの説明要領により、間違いのないよう手続きをしてください。

なお、燕市議会議員及び燕市長選挙については、燕市から公費負担の支払いをいたしますが、「契約」締結の届出、「確認申請」の受理、「確認書」の交付及び「費用」の請求の受付等、各手続きは、選挙長事務を担当する燕市選挙管理委員会が行います。

※ １．この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求することができませんのでご留意ください。

２．費用の請求は、１１月９日（月）までをお願いします。

目 次

1. 公費負担制度のあらまし	1
2. 公費負担の対象とその限度額	2
3. 公費負担手続図	3

請求手続きについて

4. 契約締結の届出	4
5. 確認申請、確認書の提出	6
6. 証明書の提出	7
7. 費用の請求	8

8. 各様式の記載例

(1) 契約届出書（候補者→選 管）	1 0
(2) 確認申請書（候補者→選 管）	1 3
(3) 証 明 書（候補者→契約業者等）	1 6
(4) 請 求 書（契約業者等→選 管→市長）	2 2

1 公費負担制度のあらまし

この制度は、燕市議会議員及び燕市長の選挙に関して、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」及び燕市長の選挙に関して、「選挙運動用ビラの作成」に要した経費を公費で負担するものです。

注意事項

- (1) 条例で定められた限度内の公費負担です。
- (2) 対象は、供託物が没収されない候補者の方に限ります。
- (3) 費用は候補者を經由せず、市が各契約業者等に直接お支払いします。

無投票当選の場合の取扱い

- (1) 選挙運動用自動車の使用

告示日から無投票当選の事由が生じた日までの使用分について、公費負担の対象となります。

例えば告示日の午後5時において立候補者が選挙すべき議員の数を超えないことにより無投票となった場合は、告示日1日が対象となります。

- (2) 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成

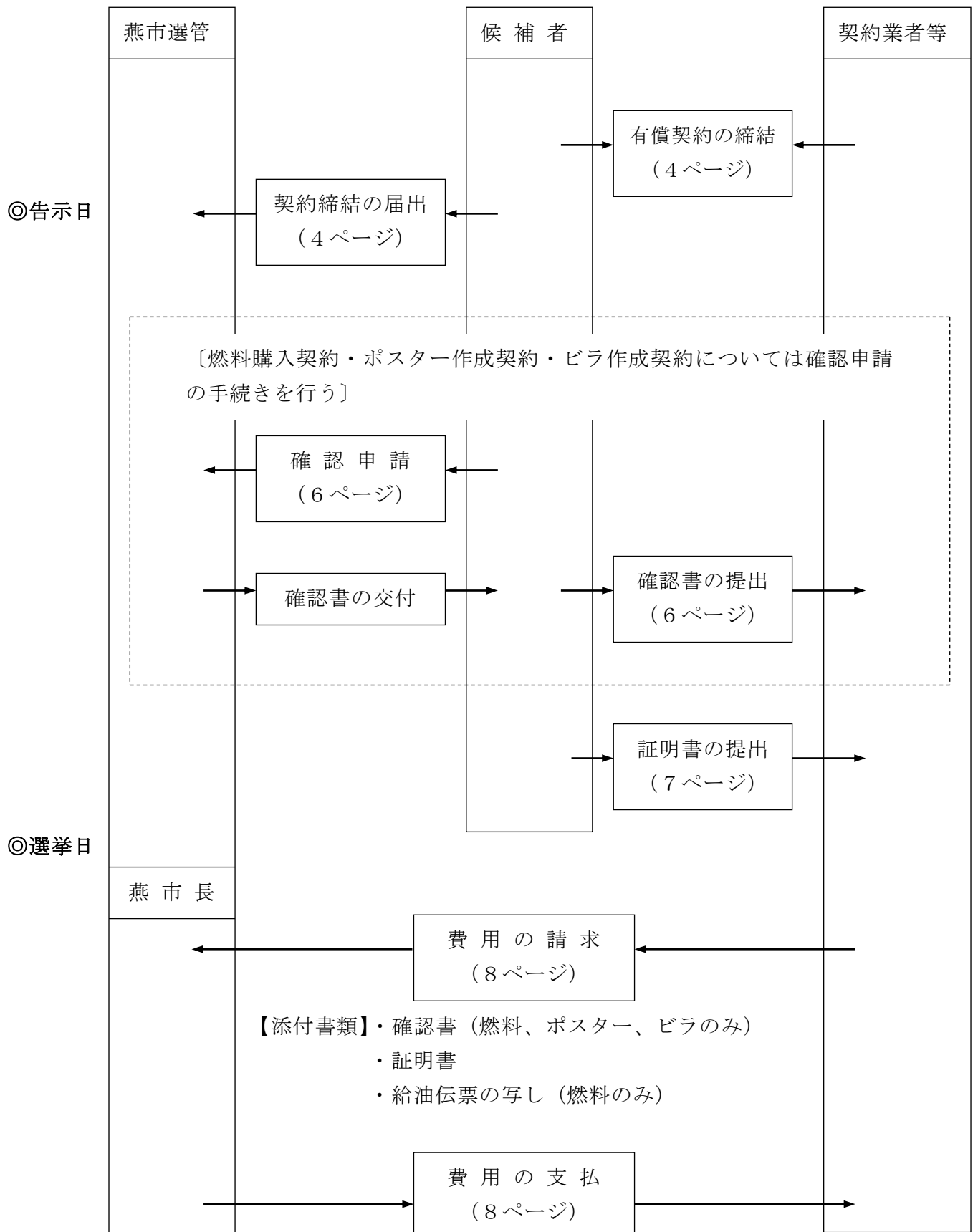
有投票の場合と同様に、条例で定められた限度内での公費負担となります。

2 公費負担の対象とその限度額

公 費 負 担 の 対 象			公 費 負 担 の 限 度 額	
選 挙 運 動 用 自 動 車	1	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	
	2	イ 自 動 車 借 入 れ 契 約 (レ ン タ ル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る)	① 契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者にかぎる。 ② 選挙運動期間中で1(一般運送契約)を選択した日は2(その他の契約)の計算の選挙運動の日数から除いて計算する。
		ロ 燃 料 供 給 の 契 約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	
		ハ 運 転 手 雇 用 の 契 約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については1人に限る)	
ポ ス タ ー の 作 成	当該候補者を通じて作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(ポスター掲示場数)を乗じた金額 ※1円未満の端数は1円とする。		188,900 円 + 586 円 88 銭 × 2 7 5 枚 単価 = $\frac{\hspace{10em}}{2 7 5 \text{ 枚}}$ = 1 , 2 7 4 円 <u>1 , 2 7 4 円 × 2 7 5 枚 = 3 5 0 , 3 5 0 円</u>	
ビ ラ の 作 成	当該候補者を通じて作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(4,000枚以内)を乗じた金額 ※1円未満の端数は1円とする。		単価 8 円 38 銭 種類・枚数 2 種類以内・4 , 0 0 0 枚以内 <u>8 円 38 銭 × 4 , 0 0 0 枚 = 3 3 , 5 2 0 円</u>	

※限度額には、揮発油税・軽油引取税・消費税等の額も含まれます。

3 公 費 負 担 手 続 図



4 契約締結の届出

(候補者→選管)

この制度の適用を受けようとする候補者は、各有償契約を締結した場合、その届出をしなければなりません。

1 届出の書類等 (記載例は10～12ページを参照してください。)

種 類		届出様式	添付書類	届出時期
選挙運動 用自動車 の使用	一般運送契約 その他の契約 とも	様式 1-1(自動車)	契約書の 写し	立候補届出前の契約 → 立候補届出時
ポスターの作成		様式 1-2 (ポスター)		立候補届出後の契約 → 締結後直ちに
ビラの作成		様式 1-3 (ビラ)		

2 契約書作成上の注意点

(1) 契約書は必ずしも契約書という名称を有する書類に限らず、使用申込み請け書というようなものでも差し支えありません。

ただし、書面上、次のものが明示されていることが必要です。

契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額、候補者と契約業者等の契約意思など (別紙見本参照)

(2) 契約書に記載する契約金額は、公費負担の限度額を上回っても差し支えありません (ただし、上回った分は公費負担対象外です。)

(3) 条例で認められている相手 (当該契約に係る業務を業として行う者) との契約でなければなりません。

(対象外の事例)

- ・自己契約、生計を一にする親族で当該業務を業としていない者との契約
- ・契約する権利を有していない者との契約

(4) 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調整し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

〔Q & A〕

Q 契約の相手方が下記の場合でも公費負担の対象になりますか。

① ハイヤー会社の代表取締役を務める候補者が当該会社と一般運送契約を締結した場合

② 知人の自家用車を借り入れる場合

A どちらも公費の対象になります。

① ハイヤー会社については、あくまで候補者個人と会社との契約である以上、当然に対象となります。

② 一般運送契約以外の契約で対象外となるのは、「候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者」との契約ですので、知人も対象となります。

Q ポスター作成契約を作業段階別で行った場合はどうですか。

(例) デザインをデザイン業者と、写真撮影を撮影業者と、印刷を印刷業者とそれぞれ契約した場合

A 規定上、契約の相手方は「ポスターの作成を業とする者」でなければならない、一つの会社に契約をまとめて届出をしてください。

Q 契約書には収入印紙が必要ですか。

A 一般運送契約とポスター作成契約及びビラ作成契約について、印紙が必要になります。

① 一般運送契約

印紙税法別表番号 1 の 4 に掲げられている運送に関する契約書に当たり、収入印紙が必要になります。

その他の契約（自動車の借入れ、燃料供給、運転手雇用）については、「候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体となって運行していないこと、また、3ヶ月以内の短時間の契約であることから、収入印紙の貼付は必要がない。」とされています。

② ポスター作成契約及びビラ作成契約

請負に関する契約に考えられ、1万円以上の契約金額のものは課税の対象とされています。

※ 契約届出書に添付するのは契約書の写しでよく、印紙税法に基づき正しく収入印紙が貼付されているか否かは受付審査の対象ではありません。

5 確認申請

(候補者 → 選 管)

確認書の提出

(選管 → 候補者 → 契約業者等)

「燃料供給契約」、「ポスター作成契約」と「ビラ作成契約」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

〔確認書の意義〕

- ① 契約業者等ごとに市が公費負担できる限度額又は限度枚数を示すものです。
- ② 契約業者等は、この確認された額又は枚数以内で請求することになります。

1 申請書類 (記載例は13～15ページを参照してください。)

種 類	申 請 様 式	添付書類	申 請 時 期
燃料供給契約	様式2-1 (燃料)	な し	契約締結の届出後 速やかに
ポスター作成契約	様式2-2 (ポスター)		
ビラ作成契約	様式2-3 (ビラ)		

〔申請にあたっての留意事項〕

- ① この申請は契約締結の届出をしたものにかぎられます。
- ② 同種類の契約において複数の業者と契約する場合は、それらすべての契約を通じて公費負担の限度額及び限度数量以内でなければなりません。
- ③ この申請は契約業者等ごとに行い、それぞれの申請書には、すでに確認を受けた（又は確認申請中のもの）金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請の控え又は写しを保管しておいてください。

2 確認書の交付

燕市選挙管理委員会の確認後に確認書を交付しますが、この確認書は直ちに契約の相手方に渡してください。

6 証明書の提出 (候補者 → 契約業者等)

候補者が、自動車の使用、ポスターの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等に各 1 部を交付しなければなりません。

〔証明書の意義〕

候補者が、あらかじめ契約業者等ごとに使用する燃料の額又は作成するポスターの数を証明するものです。

(記載例は 16 ～ 21 ページを参照してください。)

種 類			様 式	添付書類	交付時期
選挙運動用 自動車の使用	1 一般運送契約		様式 4-1（自動車）	なし	選挙期日後 速やかに
	2 その他の契約	自動車借入れ	様式 4-1（自動車）		
		燃料供給	様式 4-2（燃料）	給油伝票 の写し	
		運転手雇用	様式 4-3（運転手）		
	ポスターの作成			様式 5-1(ポスター)	
ビラの作成			様式 5-2（ビラ）		

※1 この証明書は、契約ごとに使用又は作成の実績に基づいて作成してください。

※2 上記の証明書は、契約業者等が燕市に対し代金を請求する際、請求書に添付しなければなりませんので、その旨を契約業者に説明をして提出してください。

7 費用の請求 (契約業者等 → 選管 → 市長)

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が、供託物を没収されないことを選挙期日の翌日（10月19日）以降に燕市選挙管理委員会に確認のうえ、下記により請求書を作成し、提出してください。

（記載例は22～33ページを参照してください。）

種 類		様 式	添付書類	請求期限
選挙運動 自動車の 使用	1 一般運送契約	様式 6-1（自動車） 請求内訳（自動車）	証明書のみ	11月9日 まで (選挙期日後 速やかに)
	2 その他の 契約	自動車借入れ	様式 6-1（自動車） 請求内訳（借入れ）	
		燃料供給	証明書 確認書 給油伝票の写し	
		運転手雇用	様式 6-1（自動車） 請求内訳（運転手）	
	ポスターの作成		様式 6-2（ポスター） 請求内訳（ポスター）	
ビラの作成		様式 6-3（ビラ） 請求内訳（ビラ）	証明書 確認書	

※1 上記区分にしたがい、契約ごとに1部作成してください。

※2 請求者の印を必ず押してください。

- ・法人の場合 代表者の印（社印もできるだけ押してください。）
- ・個人の場合 請求者の印

※3 支払いは口座振替によりおこないます。ただし、振り込まれる口座の名称と請求書に記載されている請求者の名称が同一のものとなるようにしてください。

※4 請求書を書き損じた場合、修正液等での訂正はできません。新たに書き直してください。

〔Q & A〕

Q 市への請求前に候補者が代金の支払いをしてしまった場合はどうなりますか。

A この制度は、条例に基づき各契約業者等に市が直接その費用をお支払いするものですので、その趣旨をご理解いただき、既に候補者が支払った金額については仮払い等で処理するなどの方法を講じて候補者に返却してもらうようにしてください。

Q 消費税はどのような扱いになりますか。

A 公費負担における市への請求根拠は「単価×数量」であり、消費税については特に定められておりません。したがって、仮に、消費税を含めた契約を行う場合、消費税分を単価に含めるなどして「単価×数量＝契約額（請求額）」の形にし、契約額に消費税をかけるような外税方式での請求はしないでください。

Q 市からの支払いはいつごろになりますか。

A 選挙及び当選の効力が確定した後にお支払いします。

※選挙及び当選の効力が確定する時期とは、選挙に関する争訟関係が確定した時です。

例えば、選挙期日が10月18日の燕市議会議員一般選挙において、選挙及び当選の効力に関する異議の申出が申出期間内（11月2日まで）に無かった場合、11月3日午前0時をもって当該効力が確定します。

（無投票当選の場合も同じです）

記 載 例

契 約 届 出 書

(候補者 → 選管)

- ※ ・提出先は燕市選挙管理委員会です。
- ・不足分はコピーをして使用してください。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和8年10月11日← 届出は告示日以降

令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者 甲 野 太 郎

甲
野

燕市選挙管理委員会委員長 星野 友栄 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

どちらか一方を記入してください。

① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和8年 10月6日	〇〇市〇〇〇〇番地 〇〇タクシー(株) 代表取締役 〇〇〇〇	令和8年10月11日 ～ 10月17日	円 451,500	
平成 年 月 日	公費負担の限度額は64,500円×7日 451,500円 ですが、契約書どおりに記載してください(以下同じ)			

② 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借入れ	令和8年 10月6日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇	令和8年10月11日 ～ 10月17日	円 112,700	
	月 日				
運転手の 雇用	令和8年 10月6日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇	令和8年10月11日 ～ 10月17日	円 87,500	
	月 日				
燃料代	令和8年 10月6日	〇〇市〇〇〇〇番地 〇〇石油(株) 代表取締役 〇〇〇〇	新潟580 あ 〇〇-〇〇	円 77,000	
	月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません)。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和**8**年**10**月**11**日 ←————届出は告示日以降

令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者 **甲 野 太 郎**



燕市選挙管理委員会委員長 星野 友栄 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

※契約書どおり記載してください。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 8 年 10 月 6 日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇印刷 (株) 代表取締役 〇〇〇〇	枚 300	円 360,000	
月 日				
月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 8 年 10 月 11 日 ← 届出は告示日以降

令和 8 年 10 月 18 日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者

甲 野 太 郎



燕市選挙管理委員会委員長 星野 友栄 様

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

※契約書どおり記載してください。 記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 8 年 10 月 6 日	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇印刷 (株) 代表取締役 〇〇〇〇	枚 4,000	円 32,000	
月 日				
月 日				

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確 認 申 請 書

(候補者 → 選管)

- ※ ・提出先は燕市選挙管理委員会です。
- ・不足分はコピーをして使用してください。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和8年10月11日

燕市選挙管理委員会委員長 星野 友栄 様

令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者 甲 野 太 郎

甲
野

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

- 1 契約年月日 令和8年10月6日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

〇〇市〇〇〇〇番地
〇 〇 石 油 (株)
代表取締役 〇〇〇〇

新潟 580 あ 〇〇-〇〇

- 4 確認申請金額 **53,900** 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	11,000 円	53,900 円
燃料代計 (a) + (b)	11,000 円	53,900 円
備 考		

公費負担限度額 (7,700×7=53,900 円) 以内です。

備 考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から燕市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者からの購入した金額も含めて記載してください。
- 5 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和**8**年**10**月**11**日

燕市選挙管理委員会委員長 星野 友栄 様

令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者

甲 野 太 郎

甲
野

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

1 契約年月日 令和**8**年**10**月**6**日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 印 刷 (株)
代表取締役 〇〇〇〇

3 確認申請枚数 **275** 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	300 枚	275 枚
枚 数 計 (a) + (b)	300 枚	275 枚
備 考		

公費負担限度(ポスター掲示場数)の枚数です。

備 考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から燕市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和**8**年**10**月**11**日

燕市選挙管理委員会委員長 星野 友栄 様

令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者

甲 野 太 郎

甲
野

記

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

1 契約年月日 令和**8**年**10**月**6**日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇印刷(株)
代表取締役 〇〇〇〇

3 確認申請枚数 **4,000** 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	4,000 枚	4,000 枚
枚 数 計 (a) + (b)	4,000 枚	4,000 枚
備 考		公費負担限度の枚数です。(2種類以内)

備 考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から燕市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

証 明 書

(候補者 → 契約業者等)

※ 一般運送契約の場合

(候補者 → 契約業者等 → 選管)

【様式4-1 (自動車)】

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和8年10月19日

令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

候補者 甲 野 太 郎

甲
野

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	○○市○○○○番地 ○○タクシー (株) 代表取締役 ○ ○ ○ ○			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
トヨタクラウン 新潟 58 あ ○○-○○	令和8年10月11日 ～10月17日	451,500 円	@64,500×7日	
	※使用の実績に基づいて記載して ください。			

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が燕市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、燕市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1)以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、燕市に支払を請求することはできません。

※ 個別契約の場合

(候補者 → 契約業者等 → 選管)

【様式 4 - 1 (自動車)】

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 10 月 19 日

令和 8 年 10 月 18 日執行 燕市議会議員一般選挙

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

候補者

甲 野 太 郎

甲
野

運送等契約区分 (該当する方の番号に ○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇	
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
トヨタ タウンエース 新潟 580 い 〇〇-〇〇	令和 8 年 10 月 11 日 ～ 10 月 17 日	112,700 円
		※使用の実績に基づいて記載して ください。

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が燕市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、燕市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の 1) とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の 2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、燕市に支払を請求することはできません。

※ 個別契約の場合

(候補者 → 契約業者等 → 選管)

【様式 4 - 2 (燃料)】

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 8 年 10 月 19 日

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 8 年 10 月 18 日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者

甲 野 太 郎



燃 料 供 給 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名		〇〇市〇〇〇〇番地 〇 〇 石 油 (株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇		
燃 料 供 給 年 月 日	燃 料 の 供 給 を 受 け た 選 挙 運 動 用 自 動 車 の 自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	燃 料 供 給 量	燃 料 供 給 金 額	備 考
令和 8 年 10 月 11 日	新潟 580 い 〇〇-〇〇	220 リットル	33,880 円	@ 154 円
~ 10 月 17 日				
月 日	※ 使用の実績に基づいて記載して ください。			
月 日				
月 日				
月 日				

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が燕市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、燕市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

※ 個別契約の場合

(候補者 → 契約業者等 → 選管)

【様式 4 - 3 (運転手)】

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 **8** 年 **10** 月 **19** 日

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 8 年 10 月 18 日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者 **甲 野 太 郎**



運転手の氏名及び住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 〇 〇	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考
令和 8 年 10 月 11 日	12,500 円	※使用の実績に基づいて記載してください。
10 月 12 日	12,500	
10 月 13 日	12,500	
10 月 14 日	12,500	
10 月 15 日	12,500	
10 月 16 日	12,500	
10 月 17 日	12,500	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が燕市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、燕市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、燕市に支払を請求することはできません。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 10 月 19 日

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 8 年 10 月 18 日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者 甲 野 太 郎



ポスター作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 印 刷 (株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇
作 成 枚 数	300 枚
作 成 金 額	360,000 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	275 箇所

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が燕市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、燕市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{188,900 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \text{ ---- } 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 **8** 年 **10** 月 **19** 日

※名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 8 年 10 月 18 日執行 燕市議会議員一般選挙

候補者 **甲 野 太 郎**



ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇 〇 印 刷 (株) 代表取締役 〇 〇 〇 〇
作 成 枚 数	4,000 枚
作 成 金 額	32,000 円
備 考	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が燕市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、燕市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚 数 4,000 枚
 - 限度額
8 円 38 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額

請 求 書

(契約業者等 → 選管)

- ※ ・提出先は燕市選挙管理委員会です。
- ・不足分はコピーをして使用してください。

※ 運送契約の場合

(契約業者等 → 選管 → 市長)

【様式6-1 (自動車)】

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和8年11月9日

燕市長様

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

社印もできるだけ
押してください。

〇〇市〇〇〇〇番地
〇〇 タクシー (株)
代表取締役 〇〇〇〇



代表者の印は必ず
押してください。
(契約書と同じ印)

公費負担限度内

1 請求金額 **451,500** 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 **甲 野 太 郎**

5 金融機関名、口座名及び口座番号

請求書と口座名は
同一のこと

金融機関名	〇〇 銀行	本・支店名	△△ 支店
預金種別	普通	口座番号	0123456
ふりがな	〇〇たくしーかぶしがいいしゃ だいひょうとりしまりやく 〇〇〇〇		
口座名	〇〇タクシー(株)	代表取締役	〇〇〇〇

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、燕市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙請求内訳書（運送契約）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運 送 金 額（ア）	基 準 限 度 額（イ）	請 求 金 額	備考
令和 8 年	円 台 円	円 台 円	円	
10 月 11 日	64,500 ×1= 64,500	64,500×1=64,500	64. 500	
10 月 12 日	64,500 ×1= 64,500	64,500×1=64,500	64. 500	
10 月 13 日	64,500 ×1= 64,500	64,500×1=64,500	64. 500	
10 月 14 日	64,500 ×1= 64,500	64,500×1=64,500	64. 500	
10 月 15 日	64,500 ×1= 64,500	64,500×1=64,500	64. 500	
10 月 16 日	64,500 ×1= 64,500	64,500×1=64,500	64. 500	
10 月 17 日	64,500 ×1= 64,500	64,500×1=64,500	64. 500	
計			円 451. 500	

備 考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

※ 個別契約の場合（自動車の借入）

（契約業者等 → 選管 → 市長）

【様式 6 - 1（自動車）】

請 求 書 （選挙運動用自動車の使用）

燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和**8**年**11**月**9**日

燕 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇 〇 〇 〇



契約書と同一の印を
必ず押してください。

1 請求金額 **112,700** 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 **甲 野 太 郎**

請求書と口座名は
同一のこと

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇 銀行	本・支店名	△△ 支店
預金種別	普通	口座番号	0234567
ふりがな	〇 〇 〇 〇		
口座名	〇 〇 〇 〇		

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、燕市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別紙請求内訳書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
令和 8 年	円 台 円	円 台 円	円	
10 月 11 日	16,100 ×1= 16,100	16,100×1=16,100	16. 100	
10 月 12 日	16,100 ×1= 16,100	16,100×1=16,100	16. 100	
10 月 13 日	16,100 ×1= 16,100	16,100×1=16,100	16. 100	
10 月 14 日	16,100 ×1= 16,100	16,100×1=16,100	16. 100	
10 月 15 日	16,100 ×1= 16,100	16,100×1=16,100	16. 100	
10 月 16 日	16,100 ×1= 16,100	16,100×1=16,100	16. 100	
10 月 17 日	16,100 ×1= 16,100	16,100×1=16,100	16. 100	
計			円 112. 700	

備 考

「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

※ 個別契約の場合（燃料代）

（契約業者等 → 選管 → 市長）

【様式6-1（自動車）】

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和8年11月9日

燕市長様

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

公費負担限度額（7,700×7=53,900円）

- 1 請求金額 **33,880** 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 **甲 野 太 郎**
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	△△支店
預金種別	普通	口座番号	0345678
ふりがな	〇〇せきゆかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく 〇〇〇〇		
口座名	〇〇石油(株)	代表取締役	〇〇〇〇

社印もできるだけ
押してください。

〇〇市〇〇〇〇番地
〇〇石油(株)
代表取締役 〇〇〇〇

代表者の印は必ず
押してください。
（契約書と同じ印）

請求書と口座名は
同一のこと

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、燕市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別 紙 請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(2) 燃 料 代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和 8 年 10 月 11 日	新潟 580 あ 〇〇-〇〇	円 L 円 154×60=9,240	契約は 500 ㍓ × 154 円 = 77,000 円 ですが実績では 220 ㍓ しか使わなかった場合 です。		
10 月 13 日	新潟 580 あ 〇〇-〇〇	円 L 円 154×40=6,160			
10 月 14 日	新潟 580 あ 〇〇-〇〇	円 L 円 154×40=6,160			
10 月 16 日	新潟 580 あ 〇〇-〇〇	円 L 円 154×50=7,700			
10 月 17 日	新潟 580 あ 〇〇-〇〇	円 L 円 154×30=4,620			
月 日		円 L 円 × =			
月 日		円 L 円 × =			
計		円 33,880	円 52,900	円 33,880	

備 考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

※ 個別契約の場合（運転手）

（契約業者等 → 選管 → 市長）

【様式 6 - 1（自動車）】

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
第 4 条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

令和 8 年 1 1 月 9 日

燕 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇



契約書と同一の
印を必ず押して
ください。

- 1 請求金額 87,500 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 8 年 1 0 月 1 8 日執行 燕市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 甲 野 太 郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

請求書と口座名は
同一のこと

金 融 機 関 名	〇〇 銀行	本・支店名	△△ 支店
預 金 種 別	普通	口 座 番 号	0456789
ふ り が な	〇 〇 〇 〇		
口 座 名	〇 〇 〇 〇		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第 7 号）第13条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第 1 項第 4 号若しくは第36条の18第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、燕市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別 紙 請 求 内 訳 書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(3) 運 転 手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請 求 金 額	備考
令和 8 年	円	円	円	
10月11日	12,500	12,500	12,500	
10月12日	12,500	12,500 円	12,500	
10月13日	12,500	12,500 円	12,500	
10月14日	12,500	12,500 円	12,500	
10月15日	12,500	12,500 円	12,500	
10月16日	12,500	12,500 円	12,500	
10月17日	12,500	12,500 円	12,500	
計			87,500 円	

備 考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

(ポスターの作成)

燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第 4 条の規定により、次の金額を請求します。

令和 **8** 年 **11** 月 **9** 日

燕 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 印 刷 (株)
代表取締役 〇 〇 〇 〇

社印もできるだけ
押してください。

代表者の印は必ず
押してください。
(契約書と同じ印)

請求書と口座名は
同一のこと

- 1 請求金額 **330,000** 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和 8 年 1 0 月 1 8 日 執行 燕市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 **甲 野 太 郎**
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇 銀行	本・支店名	△△ 支店
預金種別	普通	口座番号	0567890
ふりがな	〇〇いんさつかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく 〇〇〇〇		
口座名	〇〇印刷(株)	代表取締役	〇〇〇〇

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、燕市に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

当該選挙 における ポスター 掲示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
275	1,200	300	360,000	1,274	275	350,350	1,200	275	330,000	

備 考

- 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D 欄には、次により算出した額を記載してください。

188,900 円 + 586 円 88 銭 × ポスター掲示場数

ポスター掲示場数

= 単価・・・1 円未満の端数は切り上げ

- E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

注意

請 求 書

(ビ ラ の 作 成)

燕市議会議員及び燕市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額を請求します。

令和**8**年**11**月**9**日

燕 市 長 様

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇 〇 印 刷 (株)

代表取締役 〇 〇 〇 〇

社印もできるだけ
押してください。

代表者の印は必ず押
してください。
(契約書と同じ印)

請求書と口座名
は同一のこと

- 記
- 1 請求金額 **32,000** 円
 - 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
 - 3 令和8年10月18日執行 燕市議会議員一般選挙
 - 4 候補者の氏名 **甲 野 太 郎**

- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇 銀行	本・支店名	△△ 支店
預金種別	普通	口座番号	0678901
ふりがな	〇〇いんさつかぶしがいしゃだいひょうとりしまりやく〇〇〇〇		
口座名	〇〇 印刷 (株) 代表取締役 〇〇〇〇		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、燕市に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金 額 $A \times B = C$	単価 D	枚数 E	金 額 $D \times E = F$	単価 G	枚数 H	金 額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
8.0	4,000	32,000	8.38	4,000	33,520	8.0	4,000	32,000	

備 考

- 1 D 欄には、8 円 38 銭を記載してください。
- 2 E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 G 欄には、A 欄と D 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 H 欄には、B 欄と E 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

注意